



# 三ツ星ベルト株式会社定款

2022(令和4)年6月29日改正

**三ツ星ベルト株式会社**

# 三ツ星ベルト株式会社定款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、三ツ星ベルト株式会社と称する。

2. 英文では、Mitsuboshi Belting Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ゴムベルト、タイヤ・チューブその他ゴム製品の製造、販売および施工
- (2) 合成樹脂その他高分子化学製品の製造、販売および施工
- (3) 搬送設備、搬送用機械器具、装置ならびに動力伝達用機械器具、装置その他関連用品の製造、販売および設置施工
- (4) ゴム、合成樹脂その他高分子化学製品製造用の機械、装置、工具等の製造および販売
- (5) 情報処理関連機器、装置、部品ならびにソフトウェアの設計、製造および販売
- (6) 情報通信技術を利用したソリューション事業の企画、開発およびサービスの提供
- (7) 医療用具ならびに健康器具の製造および販売
- (8) 食品・医薬品製造設備、冷凍・冷蔵その他の倉庫設備ならびに公害防止、環境改善、災害防止用の設備に関する装置・機器の製造、販売、施工、保守、修理
- (9) ゴム製品、合成樹脂、その他高分子化学製品の物性の測定、解析、評価等の受託
- (10) 印刷に関する事業
- (11) スポーツ施設、文化教室および飲食店等の経営
- (12) 造園および園芸に関する事業
- (13) 建物、設備等の保安管理、環境衛生および産業廃棄物処理に関する事業
- (14) 不動産の売買、賃貸借および媒介に関する事業
- (15) 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、防水工事業、塗装工事業および機械器具設置工事業
- (16) 建築・土木用の資材・機材の製造および販売
- (17) 電気・電子材料部品の製造および販売
- (18) 塗料・インクの製造および販売
- (19) 再生可能エネルギーを利用した発電・売電事業
- (20) サイクルスポーツ・モータースポーツ・スキューバダイビング等スポーツ用品ならびにキャンプ用品の製造および販売
- (21) 前各号に関連する機械、器具ならびに事務機器および車両等の販売、賃貸借に関する事業
- (22) 前(3)号、(4)号、(5)号、(8)号、(15)号、(16)号の事業に関する企画、設計およびコンサルティング
- (23) 前各号に付帯関連する一切の事業およびそれらに対する投資

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神戸市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億3千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対し売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。

ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株主権行使の方法、その他株式ならびに新株予約権に関する手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集地)

第14条 当社の株主総会は、神戸市または東京都区内で開催する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が取締役会の決議によりこれを招集する。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代る。

(議 長)

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第20条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第21条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第22条 取締役は、株主総会で選任し、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第23条 取締役は、株主総会で解任し、その解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任 期)

第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議をもって、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議により、その招集権者および議長を定める。

2. 前項の招集権者および議長に事故もしくは支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役との責任限定契約)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第33条 監査役は、株主総会で選任し、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(常勤の監査役)

第35条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役との責任限定契約)

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当および基準日)

第41条 当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第42条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

(附則)

1. 定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第18条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

制 定 改 廢 履 歷

1932(昭和7)年10月10日	制定	1988(昭和63)年6月29日	改正
1935(昭和10)年6月25日	改正	1991(平成3)年6月27日	改正
1938(昭和13)年7月11日	改正	1994(平成6)年6月29日	改正
1940(昭和15)年5月10日	改正	1998(平成10)年6月26日	改正
1943(昭和18)年6月15日	改正	1999(平成11)年6月29日	改正
1945(昭和20)年2月1日	改正	2000(平成12)年6月29日	改正
1948(昭和23)年8月12日	改正	2001(平成13)年6月28日	改正
1948(昭和23)年12月10日	改正	2002(平成14)年6月27日	改正
1949(昭和24)年12月20日	改正	2003(平成15)年6月27日	改正
1950(昭和25)年2月3日	改正	2004(平成16)年6月29日	改正
1951(昭和26)年12月13日	改正	2005(平成17)年6月29日	改正
1953(昭和28)年8月10日	改正	2006(平成18)年6月28日	改正
1955(昭和30)年7月18日	改正	2009(平成21)年6月26日	改正
1956(昭和31)年7月18日	改正	2013(平成25)年6月27日	改正
1956(昭和31)年8月22日	改正	2015(平成27)年6月26日	改正
1956(昭和31)年9月6日	改正	2018(平成30)年10月1日	改正
1956(昭和31)年11月20日	改正	2021(令和3)年6月29日	改正
1957(昭和32)年7月31日	改正	2022(令和4)年6月29日	改正
1957(昭和32)年11月18日	改正		
1958(昭和33)年11月28日	改正		
1960(昭和35)年11月28日	改正		
1961(昭和36)年5月30日	改正		
1961(昭和36)年11月28日	改正		
1962(昭和37)年5月29日	改正		
1963(昭和38)年11月30日	改正		
1968(昭和43)年11月30日	改正		
1972(昭和47)年11月29日	改正		
1975(昭和50)年5月31日	改正		
1982(昭和57)年6月28日	改正		
1983(昭和58)年6月29日	改正		
1985(昭和60)年6月28日	改正		
1986(昭和61)年6月27日	改正		